

# ハロッドの鑄貨論

——ハロッド『貨幣』と  
ケインズ『インドの通貨と金融』——

片岡俊郎

## I

ハロッド (R.F.Harrod) の『貨幣』<sup>(1)</sup>は、第1部「貨幣の形態」、第2部「貨幣理論」、第3部「現代の制度と政策」、第4部「将来のための政策原理」から構成されている。本稿で問題にするのは、第1部「貨幣の形態」の第1章「鑄貨」である。

荒木光太郎氏は、19世紀のインドの通貨制度を次のように述べている。「1835年、東印度会社は、銀単本位制の確立を目標として、先づルーピー銀貨を全印度の本位貨と定め、銀単本位の貨幣条例を公布し、此処に始めて印度通貨は統一の機運に向ふことゝなつた。更に1839年—1843年の法令に依つて、ベンガル銀行 (Bank of Bengal) ボンベイ銀行 (Bank of Bombay) マドラス銀行 (Bank of Madras) の三管轄区銀行 (Three Presidency Banks) に紙幣発行の特権が附与せられてゐたが、1861年に至つて、この紙幣発行権を政府の独占に帰せしめることゝなり、1862年3月1日より政府紙幣が流通場裡に現はれることゝなつた。而て以後今日に至る迄、印度に於ける紙幣は、政府紙幣のみ<sup>(2)</sup>にて、銀行券は存在しない。」

ハロッドは、第1部「貨幣の形態」を第1章「鑄貨」、第2章「銀行券と銀行預金」、第3章「外国為替」、第4章「金本位 (古い型の) の腐食」で構成している。本稿で問題を第1章「鑄貨」に絞り、第2章「銀行券と銀行預金」

以下と切り離し、ハロッドの「鑄貨」論を批判的に検討するためには、銀行券が存在しない19世紀後半から20世紀前半にかけてのインドの通貨制度で検証することが妥当と考えられる。なお、ハロッドも第1章「鑄貨」でインドの通貨制度に言及している。

また、ハロッドは『ケインズ伝』<sup>(3)</sup>において、ケインズの『インドの通貨と金融』<sup>(4)</sup>を第一級の書物であると推奨している<sup>(5)</sup>。したがって、インドの通貨制度を扱うに際し、ケインズとハロッドのインドの金為替本位制度に関する見方の違いを明確にすることも可能なはずである。

それではハロッド『貨幣』第1部「貨幣の形態」第1章「鑄貨」の要約から始めることにしよう。第1章「鑄貨」は、1「序説」、2「貴金属」、3「摩損（グレッシャムの法則）」、4「鑄潰し権または輸出権（「転換性（Convertibility）」）」、5「逆の転換性（「貨幣鑄造税）」）」、6「複本位制度」、7「名目鑄貨」、8「複本位の終焉」から構成されている。

#### I（注）

- (1) R.F.Harrod, *Money*, 1969（塩野谷九十九訳『貨幣——歴史・理論・政策——』、東洋経済新報社、1974年）。
- (2) 橋爪明男編『金融大辞典』、日本評論社、1934年、60ページ。
- (3) R.F.Harrod, *The Life of John Maynard Keynes*, 1951（塩野谷九十九訳『ケインズ伝』、東洋経済新報社、1967年）。
- (4) J.M.Keynes, *Indian Curreney and Finance*, 1913（*The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol. I, 1971, 則武保夫・片山貞雄訳『インドの通貨と金融』、東洋経済新報社、1977年）。
- (5) 「1912年中のいつの日か、彼は『インドの通貨と金融』の執筆をはじめ、1913年のはじめにそれを完成した。この書物が第一級のものであることは、一般に意見が一致している。ことごとく論争的な彼の後の著作に納得しない人々は、好んでこれを彼の最上の書物として賞賛する。」（ハロッド『ケインズ伝』、163ページ。前掲訳書、189ページ。）

## II

『貨幣』第1部「貨幣の形態」第1章「鑄貨」1「序説」でハロッドは「貨幣は交換媒介手段、価値尺度、繰延べ支払手段および価値貯蔵手段である」というような伝統的定義を、ここで詳しく述べる必要はおそらくないであろう<sup>(1)</sup>としながらも、交換媒介手段、価値尺度、繰延べ支払手段、価値貯蔵手段に言及する。

財と財との直接交換に対し、財と財との貨幣を媒介としての間接交換から貨幣の交換媒介手段を説く。貨幣は、財と財との交換を媒介するゆえに各財の価値を測定し、貨幣の交換媒介手段としての使用が貨幣の価値尺度としての使用を生み出すのである。交換媒介手段、価値尺度を前提として貨幣は繰延べ支払手段として使用される。その場合、貨幣が繰延べ支払手段として使用されるためには、貨幣の価値は安定していなければならない。貨幣の価値の安定はまた、貨幣の価値貯蔵手段機能にも必要である。以上の貨幣の四つの機能は、通常単一の用具、貨幣としての金によって果たされるゆえに、次に貴金属の分析に移行する。

2「貴金属」。貨幣用具として主として使われてきたのは鑄貨であり、その場合、主要な鑄貨は貴金属である金と銀から作られていたゆえに、貴金属の考察は貨幣鑄造の原理についての論述となる。

貨幣用具として貴金属が選ばれた理由は四つあり、その一つは同質性による契約の確実性、その二は可鍛性であり、測定の容易性を保証する。その三は耐久性であり、交換媒介手段、価値貯蔵手段と関係があることはもとより、価値の安定性が問題にされるゆえに繰延べ支払手段ともつながるのである。その四は持ち運び可能性であり、それゆえに一単位の価値が高くなければならない。貴金属が鑄貨になることによって、さらに加えて確認の容易性を確保するのである。

鑄貨の名称は貴金属の重さの名称が使われたが、その後鑄貨の名称には法的

に決められた名称が使われるようになり、法貨（legal tender）の概念にまで発展するものである。財、サービスの交換が貨幣で契約され、その場合、貴金属の目方で示されるよりも鑄貨の名称で示された方が便利だからである。このことは、名称を持つ鑄貨に含まれていると想像される貴金属の重量を保証することが、通貨当局の義務となり、制度としての「本位」概念と結びつくのである。したがって次に、良質鑄貨の維持に関する若干の原理について説明する必要がある。

3 「摩損(グレッシャムの法則)」では、貴金属はその性質上耐久的なものではあるが、貨幣としての性格上自然的侵食を受け、時には人為的な侵食（例えば「スウェッティング」「盗削」）により、耐久性は損われがちであることについて述べられる。鑄貨の摩損は、偽造を生み出し、主要鑄貨の悪質化は偽造をより容易にしたために、政府は何らかの対策を講じなければならなくなった。この時点でグレッシャムの法則「悪質は良質を駆逐する」が作用することになり、鑄貨を適当に良好な状態に維持するためには、政府は古い鑄貨より質の劣る新鑄貨を流通させざるをえなかったのである。したがって政府は、結果的には鑄貨の標準価値の引下げ、いわゆる貨幣の品質引下げという施策しかとれなかった。貨幣の品質引下げを阻止したのは、イギリスでは女王エリザベス I 世（在位1558年～1603年）であった。エリザベス女王は、旧鑄貨のすべてを収集して造幣所へ持ち込み、旧鑄貨が新鑄貨をもはや駆逐できないような状態にした上で、新鑄貨を流通させたのである。そのために女王は、女王の命令に従わない者は「絞首刑に処し、はらわたを抜取り、八つ裂きにする」という布告で断固として臨んだ。その後、イギリスのポンドは1601年のわずかな調整以外、1931年まで安定したのである。エリザベス I 世以後、摩損に関しては、最軽通用量目を決めた1774年の法律が重要である。なぜなら最軽通用量目を決めることによって、貨幣の全面的改鑄を行う必要がなくなったからである。

4 「鑄潰し権または輸出権（「転換性）」では、鑄貨の流通を良好な状態に

## ハロッドの鑄貨論

保つためには鑄貨を標準量目に一致した状態に維持するだけでは不十分であり、転換性の存在を必要としたことに移る。転換性とは、鑄貨の鑄潰し、外国での鑄潰しのための輸出のことであり、そのために鑄貨の価値はその素材内容を仲介としてその法定水準に支持されたのである。しかし、政府は人々が鑄貨を鑄潰したり、外国での鑄潰しのための輸出を認めたわけではなく、法律上禁止する方向をとった。鑄貨の鑄潰しや、鑄貨の輸出禁止の法律は、鑄貨の供給が過剰になった場合、鑄貨は当然割引かれるはずであった。しかし実際は、ひそかに鑄貨を鑄潰したり、密輸されたりして、法律は破られるのが常であった。1661年、イギリスは金の自由輸出を認めた。そのことは、ロンドンが続く2世紀ほどの間に中継ぎ貿易と金融の中心地として急速に成長した原因の一つであった。

5「逆の転換性(「貨幣鑄造税」)」では、金属本位は古い時代には貨幣価値安定の目的を達成する最善の方法と考えられていたが、鑄貨の鑄潰し権、輸出権は、鑄貨の金価値低落を防止したが、鑄貨の金価値騰貴もまたありえたことについて記述されている。鑄貨の金価値騰貴も望ましいものではなく、鑄貨の金価値騰貴は、金地金の無制限鑄造権によって防止せざるをえなかった。そのことは貴金属(金)で測った鑄貨の価値安定維持のために是非必要であったのである。

鑄造には費用がかかり、当局はしばしば金(または銀)塊を持ち込む人々にこの費用を課した。鑄造費用に正確に等しい料金である鑄貨料(brassage)あるいは発行当局がいくらか利益を得ようとしてそれよりも高い料金を課した鑄貨税(seigniorage)と呼ばれたものである。しかし安定通貨を持つという観点からは、鑄貨税は好ましくなく、鑄貨料もまた好ましいものではなかった。1666年、イギリスは鑄造費用の徴収を廃止した。そのことは、1661年の金の自由輸出を認めたことをさらに押し進めた重要な前進であった。しかし、わずかな料金は残さざるをえなかった。当局は、鑄造に要する時間に対する利子と説明を加えたが、実際はロンドンにおける金塊市場の存在のために是非必要であ

ったのである。<sup>(2)</sup>ただし、ほんのわずかな金が鑄造のために持ち込まれることがあったが、その場合は金塊の市場における価格が3ポンド17シリング9ペンスの限界以下に下がる傾向を示した時である。また、鑄造費用の存在は、国際的には外国為替市場の機能を可能にしたのである。しかし、当局が無制限の鑄造を認めない場合、その国の通貨の価値がそれに含まれている貴金属の価値から離れざるをえなかったのはいたしかたないことである。例えば1893年、インドの銀鑄造停止は、ルピーの価値をその銀素材の価値を越えて騰貴させたのである。

6「複本位制度」。以上で金(あるいは銀)本位鑄貨制度の維持に関連した三つの主要な論題について論じてきた。その一が、現存の貨幣流通を良好な状態に維持することの必要を説いた3「摩損(グレッシャムの法則)」であり、その二、その三が、貴金属(金あるいは銀)で測った貨幣(鑄貨)価値の安定を説いた4「鑄潰し権または輸出権(「転換性」)」、5「逆の転換性(「貨幣鑄造税」)」である。この場合、一国が金本位あるいは銀本位を採用する、すなわち単一金属本位のもとにあることを前提として説いたが、しかし多くの国は過去6世紀もの間、単一金属本位ではなく複本位のもとにあったのである。したがって、複本位についても言及する必要があるが出てくる。

複本位はきわめてパラドキシカルな制度であるといわれるが、きわめてうまく機能してきたのである。<sup>(3)</sup>複本位の必要は、すでに論じた持ち運び可能性との関連で説明しうる。国民が貧しかった時代には銀で事足りたわけであるが、国民が豊かになり、額のより大きな取引が頻繁になるにつれて、銀は嵩ばり過ぎ、金を必要としたのである。複本位制度は1252年から1873年まで、銀貨と並んで金貨が流通する時代として継続したのである。この間、金銀比価は貨幣当局によって決められ、金銀の自由市場においても金銀の相対的市場評価はそれに追随する様相を呈した。そこでの金銀比価の安定は、複本位制度のもついわゆる「補整作用」によるものであるといわれている。複本位制度の機能が、よ

## ハロッドの鑄貨論

く機能したといわれるが、金価値の漸次的騰貴による補整作用の不調、各国間の協調のなさにより完全ではなかった。イギリスの場合は、最初は銀本位制度であったが、14世紀半ばから数世紀間にわたって複本位制度であったとみなしうる。

イギリスが複本位制度から金（単一）本位制度に移った過程には、五つの重要な時期があるといわれるが、ほぼ1世紀にわたるその五つの重要な時期を経て金本位制度が確立したと考えるのが妥当であろう。ハロッドは、順次五つの時期について説明を加える。

①1717年。サー・アイザック・ニュートンによる、通貨混乱問題の解決のための健全な金銀比価を基礎に置く複本位制度建て直しの年として理解するのが適当であろう。イギリスにおける銀鑄貨は不良な状態にあり、銀鑄貨の不良な状態を根拠として、イギリスはこの時期から金本位のもとにあったと主張する人達とは意見を異にする。

②1774年。「個数計算、ならびに秤量によって」法貨とする原理が打ち立てられた年であり、この場合、金貨ならびに25ポンドを越える額の銀貨にこの原則が当てはめられた結果、当時の鑄造銀貨が標準重量以下であったことから、銀貨は25ポンドまでしか法貨として認められないことを意味した年なのである。したがって、金貨と銀貨が25ポンドを境にして区別されたのである。

③1798年。イギリスが銀に対して造幣所を閉鎖した年である。イギリスは前年から一時的に金属本位を離脱し、いわゆる不換紙幣本位をとっていた時点でこの措置がとられたのである。造幣所の閉鎖は確かに銀本位からの離脱の前兆の典型的措置と考えられるが、やはり兌換停止そのものと同じように、単なる戦時の便宜手段とみなした方がよいであろう。

④1816年。イギリスが金本位への移行を決定した年である。しかしイギリスは実際にこの年に金本位に移行したわけではない。銀行券は1821年まで兌換停止のままであったからである。ただし金貨については、いっさい鑄貨税なしに

鑄造されるのに対し、銀貨については鑄貨税があり、銀貨が補助貨への道を一歩押し進めた時期とも理解できる。

⑤1821年。イギリスが完全金本位制を実施した画期的な年である。銀行券が再び兌換されるようになっただけでなく、銀が要求次第鑄造される規定が実施されなくなった年だからである。それ以後、イギリスの制度のもとでは銀貨は「名目」鑄貨（“token” coins）と呼ばれるものになったのである。

7「名目鑄貨」。名目鑄貨は普通三つの特徴を持つといわれる。その一は、鑄貨価値がその素材である金属価値よりも大なる通貨であり、その二は、鑄貨が一定額までしか法貨となりえない制限された通貨であり、その三は、地金（あるいは地銀）の所有者が要求次第鑄造してもらえない通貨である。イギリスの銀貨があいつぐ法規の結合的効果を通じて、どのようにしてこれら三つの特徴を獲得するに至ったかは、前記の複本位制度から金本位制度に移った五つの重要な時期を通じてすでに明らかにしたことである。しかし、「名目鑄貨」という表現方法は、必ずしも正確に使用されているわけではない。なぜなら1893年以後のインドのルピー貨は、その素材である銀含有量の価値よりも大きく、銀地金が提出された場合、無制限に鑄造されるということもなかったが、他方で無制限法貨であったという事実である。この場合、ルピー貨も第二の特徴を持たないにもかかわらず、しばしば「名目鑄貨」と呼ばれるので、前記三つの特徴すべてを持つ鑄貨を補助鑄貨と呼び、第一および第三の特徴のみ持つものとは別個のものとして区別するのが適当であろう。

8「複本位の終焉」。イギリスで複本位制度から金本位制度に移った過程を見てきたが、次に複本位の終焉を世界的な観点から見てみることにする。

1821年。ドイツならびに大部分の諸国はこの時点で銀本位であり、後にラテン同盟諸国（フランス、イタリア、スイス、オランダおよびベルギー）として知られるようになった国々とアメリカ合衆国は複本位であった。アメリカにおいては美しい金銀両貨が鑄造されたのである。しかし、アメリカにおいては大



## ハロッドの鑄貨論

口取引のためには銀行券が使用され、小額通貨は外国鑄貨が使われていたために、せっかくの金貨も銀貨も実際に流通したわけではなかった。1852年、アメリカ合衆国は小額通貨を整理するために、名目鑄貨である「貿易ドル」(trade dollars) を発行した。また1865年には、ラテン同盟諸国でも共同して事実上の名目鑄貨である5フラン銀貨を発行した。19世紀半ばの金ラッシュによる銀の流通界からの退去の不便を補うための銀貨不足を見込んだ新銀貨の発行ではあったが、銀の大量産出に出くわし無意味となった。1873年、ドイツは銀本位から金本位に移行した。ラテン同盟諸国も銀に対して造幣所を閉鎖し、アメリカ合衆国も1821年のハミルトン銀貨を法貨から除去し、文字通り複本位は終焉したのである。しかし、1873年以降も複本位の議論は存続した。特に1879年、アメリカ合衆国は一時離脱していた金属本位に復帰したが、その時点で銀に対しては造幣所が開かれることはなかった。1873年の、ほとんど議論もされなかったハミルトン銀貨の法規からの除去が、この時点で、事の重大さを確認させる結果となった。つまり、ハミルトン銀貨が法規上存在していたことが、一度も流通しなかったものの銀の価格を下支えしていたことが、この時点で知らされたからである。合衆国に銀復活の一大アジテーション運動が起こり、世界的にも一連の国際会議が開かれたが、その運動も1892年に終息した。ここで、銀復活のアジテーション運動が起こった三つの理由をあげておこう。第一は、複本位が純粋金本位諸国と純粋銀本位諸国との間に固定為替相場を確立するという便宜性を有していたこと。第二は、1873年に続く4分の1世紀は、世界的物価低落の時期であり、銀通貨増発の必要性が存在したこと。第三に、貨幣の供給量が一つの変数(金生産)のみの関数よりも、二つの独立変数(金生産と銀生産)の関数の方が物価の安定性が大きであろうと、広く信じられていたことによるのである。

アルフレッド・マーシャル(A.Marshall)は、王立委員会で上述の第二、および第三の利点を考慮した提案をしている。おそらく第一については、複本位

制運用の実際上の困難を考慮した結果、除外したと考えられる。マーシャルの提案は、金本位でもなく、銀本位でもなく、また金銀複本位でもない金銀複合本位といわれるもので、いわゆる合成金属本位（Symmetallism）とも呼ばれるものである。この合成金属本位は、通貨が一つまたは二つの金属を基準としてではなく、一籠の商品を基準とした安定した購買力を持つ制度への第一歩と考えられてよいであろう。

1893年、インドは銀に対して造幣所を閉鎖した。ルピーの貨幣価値はその銀含有量の価値を越えて騰貴し、しばらくの間ルピーは、金属銀との結びつきなき通貨となった。その後1900年、インドは金本位制を採用したのであり、厳密には金為替本位制を採用した年と呼ぶのが適当であろう。ルピーはポンドと転換可能であり、他方ポンドは金に転換可能であったから、ルピーはそれ自体金に間接的に転換可能であったことになる。さかのぼれば、銀ルピーは、世界的に複本位制が実施されていた1873年までは2シリングの価値を持っていたが、1900年インドに金本位が導入された時点で、銀ルピーは1シリング4ペンスに決められたのである。つまり、銀の金で測った価値は低下したのであるが、この措置がインドにとって有利であったのは、金本位世界でこの4分の1世紀に物価の著しい低落があり、不況圧力を伴っていたことが、インドにおいては銀ルピーを2シリングから1シリング4ペンスに下げたことによって、インドの物価がかなり安定的であったことである。

複本位のためのアジテーション運動が、19世紀の終わりにかけて衰えていった理由は、シアン処理法が南アフリカで応用され、同地方における金生産を増大させたためであり、1914年までの期間、国際的貨幣供給はほぼ十分、あるいは物価騰貴はこの時期に起こり始めていたことから十分過ぎたといえるからである。つまり、貨幣供給増加のためには、銀貨を必要としなくなったのである。

II (注)

- (1) ハロッド『貨幣』、3ページ。前掲訳書、3ページ。
- (2) 「鑄造料金はイギリスでは1666年に廃止された。それはいまひとつの重要な前進であった。しかし、わずかな料金はなお残っていた。1717年以後の期間をとってみると、22カラットの金1オンスが3ポンド17シリング10.5ペンスの鑄貨に鑄造されていたけれども、金1オンスを提供する人は3ポンド17シリング6ペンスの鑄貨しか得られなかった。1829年にはこの差は狭められ、金塊の提供者は、22カラットの金1オンスに対して3ポンド17シリング9ペンスを得ることができるようになった。この料金が課せられるのは、鑄造費用を償うためではなく、鑄造に要する時間に対する利子を償うためであるといわれた。」(前掲書、12ページ。前掲訳書、14～15ページ。)
- (3) 「複本位は、パラドキシカルな制度ではあったが、きわめてうまく機能した。ある国Aが一定数の鑄貨に名称を与え、各通貨の金量目はいくばくであるかを規定する。同国は他の鑄貨に別の名称を与え、それらの銀量目はいくばくであるかを規定する。そして同国はまた——ここにパラドックスがあるのだが——金本位鑄貨の価値が銀本位鑄貨をもって測っていくばくとなるかを規定するのである。たとえば、ある期間、ギニーは金本位鑄貨で、シリングは銀本位鑄貨であって、それらはそれぞれ金および銀でその重量が特定されており、かつ20シリング——後には21シリング——が1ギニーに当たるものと規定されていた。債務は、金ギニーと銀シリングのどちらで弁済してもよいことになっていた。」(前掲書、13ページ。前掲訳書、16ページ。)

III

ハロッドが鑄貨について述べたなかで、インドの通貨制度について言及しているのは、次の五箇所である。煩をいとわず引用すれば、次のようである。

(1) 「当局が無制限鑄造を許さないとしたら、その国の通貨の価値はそれに含まれている貴金属の価値から離れることになるだろう。たとえば、1893年にインドが『銀の鑄造を停止した』時、ルピーの価値はその銀素材の価値を越えて相次いで騰貴しはじめた。」<sup>(1)</sup> (5 「逆の転換性 (「貨幣鑄造税」) )

(2) 「1798年には、イギリスは銀に対して造幣所を閉鎖した。これは、ラテン同盟が1873年に、インドが1893年に、銀に対して彼らの造幣所を閉鎖した場合と同様、本位からの離脱の前兆と考えられる典型的措置である。」<sup>(2)</sup> (6 「複本位

制度」)

(3)「たとえば、1893年以後のインドのルピー貨は、その銀含有量の価値がその貨幣としての価値よりも小さく、銀地金が提供された場合無制限に鑄造されるということもなかったが、他方、無制限法貨であった。」<sup>(3)</sup> (7「名目鑄貨」)

(4)「1893年インドの造幣所は銀に対して閉鎖した。ルピーの貨幣価値はその銀含有量の価値を越えて騰貴し、しばらくの間ルピーは金属との結びつきなき通貨となった。またもやわれわれは日付を正確にすることのできない出来事に当面する。なぜなら、最初に起こったことは、はっきりと明らかにすることもできなければ公表されることのおそらく少ないことを常とする行政上の決定を拠りどころとして、解釈されなければならないからである。1900年という年がおそらく、インドが金本位を採用した時として最も適切な年であろう。もっと厳密には、それは、おそらく、金為替本位——この言葉は後になってその意味をはっきりと規定することなく一般に使われることとなった——とよぶべきであろう。ルピーはポンドと転換可能であった。他方ポンドは金に転換可能であったから、ルピーはそれ自体間接に金に転換可能であった。」<sup>(4)</sup> (8「複本位の終焉」)

(5)「銀ルピーは、複本位制度が施行されていた間(すなわち、1873年まで)は、2シリングの価値を持っていた。金本位が導入された時には1シリング4ペンスに決められた。したがって、金で測って価値は低下したのである。この措置はインド人にとって有利であったと考えてよいだろう。金本位世界ではこの4分の1世紀に物価の著しい低落があった。それはすでに述べた不況圧力を伴ったのであるが、他方、ルピーが2シリングから1シリング4ペンスに下がったこの時期には、インドの物価はかなり安定的であった。」<sup>(5)</sup> (8「複本位の終焉」)

ハロッドは、1「序説」で「貨幣は交換媒介手段、価値尺度、繰延べ支払手段および価値貯蔵手段である」というような伝統的定義を、ここで詳しく述べる

## ハロッドの鑄貨論

必要はおそらくないであろう」と自ら述べていることから、貨幣の諸機能の分析は、貨幣のこれら四つの機能が通常単一の用具、貨幣としての金によって果たされることを述べるだけで十分であったのであろう。

2「貴金属」では、貨幣用具に貴金属が選ばれた四つの理由の説明はあるが、ハロッドがおそらくいいたかったのは確認の容易性を加えて貨幣用具として主として使われてきたのが金、銀地金ではなく、鑄貨であるということをまず述べ、本位概念（名称をもつ鑄貨に含まれていると想像される貴金属の重量の決定）を明確にして、良質鑄貨の維持に関する貨幣鑄造の原理を述べることなのであろう。続く3「摩損（グレッシャムの法則）」、4「鑄潰し権または輸出権（「転換性）」」、5「逆の転換性（「貨幣鑄造税）」」は、金（あるいは銀）本位鑄貨制度の維持に関連した三つの主要な課題、すなわち現存の貨幣流通を良好な状態に維持することの必要性と、通貨価値の下落と通貨価値騰貴の防止を説いているのである。6「複本位制度」で、イギリスの複本位制度が金本位制度に移った過程を、五つの重要な時期をあげつつ、ほぼ1世紀以上にわたる歴史でとらえたのも、前述の通貨（鑄貨）価値安定を念頭に置きつつ展開されているためである。1717年通貨は混乱の状態にあり、実際上はこの時期をも金本位のもとにあったと主張する人達に対する反論として、サー・アイザック・ニュートンの仕事を位置づけ、1774年では、金貨と銀貨の区別が法制上行なわれた年としながらも、銀貨をその標準重量にもどし、銀貨改鑄の可能性の余地を残していることに注目しつつ、1798年のイギリスの銀に対しての造幣所閉鎖へとつなげるのである。しかし、1798年は戦時下、いわゆる不換紙幣本位のもとにあったことを考慮に入れば、1816年にイギリスが金本位への移行を決定し、1821年イギリスが完全に金本位を実施した時期をもって複本位制度から金本位制度への移行の完結とするのである。その手法は、8「複本位の終焉」として、イギリス以外の諸国についても適用される。1821年のアメリカ合衆国の実際上使用されなかったハミルトン銀ドルに注目し、大口取引には銀行券、小口取引に

は外国鑄貨が使われていた現状を複本位からの離脱の兆しととらえ、1852年アメリカ合衆国が小額通貨を整理するための「貿易ドル」の発行を、ハミルトン銀ドルよりも銀含有量が少ない事実上の名目鑄貨の発行と把握しつつ、ハミルトン銀ドルがなお法規上残存しているゆえに、複本位からの離脱をさらに押し進めた年として理解するのである。ラテン同盟諸国における1865年の標準以下の銀含有量を持つ5フラン銀貨の発行もまた同様に位置づけられる。したがって1873年ドイツが銀本位から金本位に移行し、ラテン同盟諸国は、銀に対して造幣所を閉鎖し、アメリカ合衆国もハミルトン銀ドルの法規からの除去によって、文字通り複本位は終焉したとするのである。しかし、当時のアメリカは不換紙幣本位下であり、1873年以降も複本位に関する議論が存続したことにも言及する。アメリカ合衆国は1879年に金属本位に復帰し、造幣所が銀に対してもはや開かれなかったことを述べて、1873年を複本位終焉の年としてだめが押される。しかもアメリカ国民の驚きは、アメリカ国内での複本位に対する一大アジテーション運動の出現となり、1892年銀復活のアジテーション運動の終息まで存続するのである。

以上述べてきたことから、ハロッドが通貨制度確立を一定の時代幅をもって理解しようとしていること、制度そのものの漸進性を認めていることは明らかである。要は、3「摩損（グレッシャムの法則）」、4「鑄潰し権または輸出権（「転換性）」」、5「逆の転換性（「貨幣鑄造税）」」という分析用具をいかに制度確立の説明に生かそうとしているかが問題なのである。

先にあげたインドの通貨制度に関する五つの描写も、①1893年インドが銀に対して造幣所を閉鎖したとの指摘（(1)、(2)、(4)）、②1893年を、銀に対して造幣所の閉鎖されたことが本位からの離脱の前兆と考えられる典型的措置との指摘（(2)）、③ルピーの価値がそれに含まれる銀素材の価値を越えて騰貴したとの指摘（(1)、(4)）、④ルピー貨が1シリング4ペンスに決められ、インドの物価がかなり安定的であったとの指摘（(5)）、⑤1893年以後、ルピー貨が名目鑄貨

## ハロッドの鑄貨論

でありながら無制限法貨であるとの指摘 ((3))、⑥1900年、インドが金本位を厳密には金為替本位を採用した年との指摘 ((4))、にまとめられるであろう。1893年が、確かに銀の自由鑄造を停止した年であり、ハロッドがこの年を銀本位からの離脱の前兆の年ととらえているかぎり、ケインズが『インドの通貨と金融』で銀本位から金本位への移行の大筋の承認の年として理解していることと一致する。ケインズによれば1893年以降、ルピー価は安定せず、ようやく1899年時点で1 シリング4 ペンスに安定するのである。ケインズの『インドの通貨と金融』第1章「ルピーの現況」における年表による説明によれば、ハロッドが「逆の転換性（「貨幣鑄造税」）」として指摘する通貨価値騰貴の上限を保証するのが1904年のインド省手形の無制限売却であり、またハロッドが「鑄潰し権または輸出権（「転換性」）」として指摘する通貨価値下落の下限を保証するのが1908年の逆インド省手形の無制限売却である。したがって、ハロッドの1900年をインドの金為替本位制採用の年とする断定は、ハロッドがケインズと意見を異にするだけでなく、自身の理論的前提を十分駆使した通貨制度理解とはいえないのである。また、ハロッドのもう一つの理論的前提である貨幣流通の良好な状態を説いた「摩損（グレッシャムの法則）」を考慮に入れるならば、10ルピーと50ルピーの紙幣を一般的な法貨とし、英国金鑄貨と交換に発行することを規定した1910年紙券通貨法のケインズの強調に、ハロッドは当然目がゆくはずである。つまり、インドの金為替本位制の成立を、ケインズが1899年から1910年という時代幅で見ると、ハロッドが1893年から1900年の幅として見るのとは、幅で見るとは同じでも、幅の意味をまったく異にしている。片や理論に裏付けられた通貨制度理解であり、片や理論を生かし切れない通貨制度の説明だからである。

## Ⅲ（注）

- (1) ハロッド『貨幣』、13ページ。前掲訳書、15～16ページ。
- (2) 前掲書、17ページ。前掲訳書、20ページ。
- (3) 前掲書、18ページ。前掲訳書、22ページ。
- (4) 前掲書、22ページ。前掲訳書、27ページ。
- (5) 前掲書、22～23ページ。前掲訳書、27～28ページ。

## Ⅳ

ケインズはインドの金為替本位制度を『インドの通貨と金融』において次のように整理している。1893年はインドの銀の自由鑄造停止の年であり、銀本位制から金本位制への移行の大筋の承認の年である。そして1899年は金本位制下における通貨の基礎が、1893年時点では明確でなかった金通貨を目標とした年としつつ、英国のソヴリン貨を1ルピー＝1シリング4ペンスの法貨とする法律に注目し、次に述べる事柄と関連づけて、インドの金為替本位制開始の年ととらえる。つまり、1899年は通貨の基礎が英貨（金貨）となった年だからである。次に述べる事柄とは、1906年までは、ルピー貨は金鑄貨もしくは金地金のどちらに対しても発行されてきたが、1906年以降は、英国ソヴリン貨のみに限定して発行されるようになったことと、1910年の英国金鑄貨と交換に紙幣発行を命じた法律への言及である。また、1904年のインド省手形のロンドンでの無制限売却、1908年の逆インド省手形のカルカッタでの無制限売却は、ハロッドの「逆の転換性（「貨幣鑄造税」）」「鑄潰し権または輸出権（転換性）」に該当することは既に述べたとおりである。すなわち、インドの金為替本位制度が、英貨（金貨）を基礎としつつ、インド省手形あるいは逆インド省手形を通じて確立された制度であることはいうまでもない。また、1893年の金の提供に対して1ルピー＝1シリング4ペンスで、ルピー銀貨あるいは紙幣が発行される法律を念頭におけば、ケインズにおいては1893年がインドの通貨制度が金本位制



## ハロッドの鑄貨論

度に移った年となり、1899年がインドの通貨制度が金本位制度下の一特殊制度である金為替本位制度を導入した年、1899年から1910年にかけてが、インドの金為替本位制度の確立ということになるのである。

すなわちケインズによれば、1893年は銀の自由鑄造停止とともに金地金がルピー貨に換わった年であり、その後1899年は金鑄貨、金地金がルピー貨に換わる年、1906年は英国金鑄貨のみしかルピー貨に換わらない年、1910年は英国金鑄貨が10ルピー、50ルピー紙幣と換わり、小額5ルピー紙幣に加えて10ルピー紙幣、50ルピー紙幣が普及化した年なのである。したがってインドの通貨制度においては、国際通貨は英国金鑄貨であるソヴリン貨、国内通貨はインドの通貨であるルピー銀貨あるいは紙幣となり、国内通貨が国際通貨に換わる手段として逆インド省手形、また、国際通貨が国内通貨に換わる手段としてインド省手形が存在するのである。ケインズにおけるインドの通貨制度分析では、1893年以降ルピー銀貨が名目鑄貨であるとの指摘から、文字通り名目鑄貨である紙幣すなわち紙券通貨に非常に大きな関心を示し、その結果が、金本位制度の確立を1899年から1910年までのほぼ10年間にわたる帯として理解することにつながるのである。

ハロッドが「鑄貨論」で、インドの通貨制度に対して自身の分析用具「摩損」「鑄潰し権または輸出権」「逆の転換性」を十分駆使していないことは先に見たが、ケインズのインドの通貨制度の叙述と比較することにより、ハロッドが必ずしもケインズの『インドの通貨と金融』を正しく読んでいるとはいえないようである。なぜ、ハロッドがケインズの『インドの通貨と金融』を正しく読めなかったかといえば、一つには、ハロッド「鑄貨論」における、3「摩損（グレッシャムの法則）」、4「鑄潰し権または輸出権（「転換性）」、5「逆の転換性（「貨幣鑄造税）」に先立つ、1「序説」、2「貴金属」の展開の不十分さにある。通貨制度を考える場合、通貨（貨幣）への十分な理解を前提としなければ、制度そのものの解明はできないからである。その意味で貨幣の諸機

能への十分な考察を怠り、貴金属の自然的属性を貨幣の社会的属性と結びつける重要性に配慮を欠いたハロッドには、貨幣と制度の関係はあいまいな形で残されたのである。二つには、ハロッドの法規に対する一面的な理解である。複本位制度下における金・銀比価への必要以上のこだわり、ハミルトン銀ドルの叙述に見られるように、法規上存在したかどうかに対する執拗な言及である。<sup>(1)</sup>拙稿で明らかにしたように、ケインズのいう、現実深くかかわっている人々が必ずしも現実を知っているわけではなく、むしろ現実は無知であるがゆえに具体的に厳然と存在する経済的土台に振り回され、しかも制度を作り上げていく人々が最終的には経済的土台に規定されざるをえないというケインズの現実に対する感覚を、ハロッドは有していないからである。

ハロッドによれば、ケインズは基礎理論を持ち、基礎理論を使って現実を分析し、提言したという。<sup>(2)</sup>その意味で、ケインズは通貨問題の重要性を信じた通貨の専門家でありえたのである。われわれが本稿で見てきたように、ハロッドの『貨幣』第1部「貨幣の形態」第1章「鑄貨」の論理展開の不十分さ、またケインズの『インドの通貨と金融』の読解の物足りなさから、ハロッドは優れた経済学者の一人であったにしても、優れた貨幣論学者とはいえないような気がする。

#### IV (注)

- (1) 拙稿「初期ケインズの貨幣観(2)——『インドの通貨と金融』におけるケインズの金為替本位制度観——」(『福山大学経済学論集』第2巻第2号、1978年)。
- (2) 「彼のすべての著作におけると同じように、この書物においても、国内の失業についてであろうと国際的貨幣制度についてであろうと、ケインズは、よりよい結果を生み出すためにいろいろな仕方で現存秩序を修正するための計画を豊富に持ち合わせた機略の人として現われている。しかし、多くの機略の人とは違って、彼は常に彼の計画を問題に関する基礎理論と関連させていた。」(ハロッド『ケインズ伝』、163ページ。前掲訳書、190ページ。)